

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」 熊本の食を活かした 観光誘客促進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

「熊本デスティネーションキャンペーン 2026」 熊本の食を活かした観光誘客促進事業

2 業務の目的

2026年7月～9月の熊本デスティネーションキャンペーン(以下、「熊本DC」という。)期間を中心に、OTA(オンライントラベルエージェント)を活用し、本県の多様な「食」の魅力を効果的に発信するとともに県内宿泊を促す施策を行うことで、本県への誘客促進に繋げる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

※熊本DC実行委員会総会での予算の繰越を前提としているため、総会での予算の繰越承認後に契約期間を変更する。

4 業務内容

本業務の目的を達成するため、以下の内容を実施すること。なお、業務の実施にあたり、具体的な取組については、熊本DC実行委員会事務局と緊密に連携・協議のうえ行うこと。

(1) 宿泊事業者向け説明会の開催

本事業のコンセプト(熊本の食を活かした観光誘客)に沿った宿泊プランの造成を県内宿泊施設に要請するため、後述する宿泊プランの方向性や割引クーポンの概要を含めた説明会を開催すること。

その際には、近年の全国及び熊本県の観光トレンドを踏まえた情報を提供するとともに、宿泊事業者が参画するメリットを明示すること。

(2) 宿泊プランの造成支援

① 本事業により造成する宿泊プランの条件は以下のとおりとする。

- 本県食材を2種類以上活用すること。
- プランの統一名称は、「食のみやこ熊本県」とする。
(例)「食のみやこ熊本県」旬の〇〇を個室で贅沢に! 海の幸懐石
- プランの利用対象人数は2名以上とする。
- 各事業者の対象プラン内に、本事業のテーマを紹介する共通文言(100文字以内)を設定すること。

② 造成宿泊事業者に対するプラン造成支援

- プラン造成の意向のある事業者に対して、近年の観光トレンドや各事業者の実情を踏まえた具体的なアドバイスにより、高付加価値な商品造成の支援を行うこと。
- 支援にあたっては訪問や電話、メール等事業者の状況に応じて柔軟に対応するものとし、事業者に支援のための費用負担を求めないこと。

(3) 宿泊割引クーポンの運営・販売、プロモーション

- ① 特設ページや特集記事等によるOTA会員等向けにプロモーションを実施すること。
 - 熊本DCのテーマ「冒険」、「仲間づくり」につながるような素材やデザインとし、次のロゴを使用すること。

【ロゴ】



② 宿泊割引クーポンの設定

- 本事業により熊本の食材を使用した宿泊プラン（「食のみやこ熊本県」～）について宿泊割引を実施する。
- クーポンの原資上限額は6,000,000円とし、仕様や券種は各社による提案とする。
- 割引の対象は熊本県内の宿泊プランを予約（購入）する者とし、泊数による割引率についても併せて提案すること。
対象期間：令和8年6月～9月宿泊分
- 地域バランスを考慮したクーポンの配分とし、発行にあたっては県内各地域の宿泊実績や施設数、特性などを基に、県内周遊促進に資する最適なクーポンの配分計画を策定し、提案すること。

(4) 事業報告・分析

① 月次報告

クーポンの使用状況を把握するため、事業実績にかかる報告書を毎月20日までに熊本DC実行委員会事務局に提出すること。

② 事業報告書

事業完了後、令和8年（2026年）11月末日までに熊本DC実行委員会事務局に報告書を提出すること。

なお、当該報告書には、プロモーションの実績や割引クーポンの実績データ（利用者属性、宿泊単価、エリア別・プラン別実績等）に加え、参画した事業者リスト及び対象プランリストを含み、本事業における各業務の効果の検証及び分析内容を明示すること。

5 その他業務実施にあたっての留意事項

- 受託者は本業務の遂行にあたって、関係する法律等を遵守しなければならない。
- 本業務の遂行にあたって、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が相互に協議のうえ、決定する。
- 本事業において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は受託者に帰属することとする。
- 事業を実施するうえで、業務全体を統括するための責任者を置くとともに、統括責

任者は、業務執行に必要な要因を確実に手配すること。(提案時に業務実施体制表を作成すること)